

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成 31 年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口（※裏面を参照）に請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成 31 年 4 月 24 日（法律の施行日）から 5 年以内です。

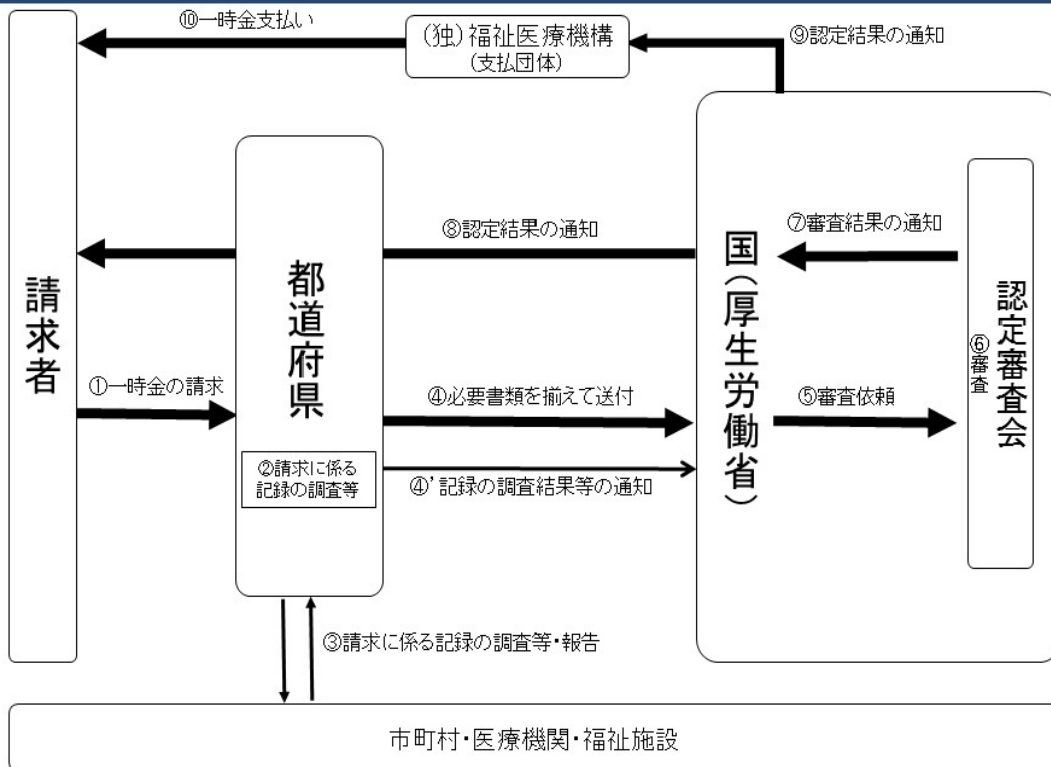
請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320 万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

お問い合わせ先

県内に居住している場合、住所地に関係なく健康福祉センターで受付をしております。

受付時間 8時30分～17時15分(月曜日から金曜日。年末年始・祝日・休日を除く)

窓口	所在地	電話番号
福井県庁健康福祉部子ども家庭課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0341
福井健康福祉センター地域保健課	〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター福祉健康増進課	〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0609
奥越健康福祉センター地域保健福祉課	〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
丹南健康福祉センター健康増進課	〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)健康増進課	〒915-0841 越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
二州健康福祉センター地域保健課	〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター地域保健課	〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

<厚生労働省 旧優生保護法一時金電話相談窓口>

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

